

◎新潟県告示第78号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、
県営区画整理（ほ場整備「担い手育成型」）事業三和南部地区に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用
地区域内に換地を定める土地として指定した。

平成25年1月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積㎡
上越市三和区	田	御幸	370-2	雑種地	80
同	同	同	374	田	518